

令和5年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年8月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第8回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員17名】

1 番 徳田 純子	2 番 森部 清治	3 番 井上 ながえ
4 番 末石 誠	5 番 武井 正道	6 番 小島 與志博
7 番 椿 賢二	8 番 吉松 繁（欠席）	9 番 窪山 登
10 番 長野 克巳	11 番 鳥巢 良彦	12 番 田中 睦美（欠席）
13 番 中嶋 文和	14 番 坂田 稔	15 番 永井 健一
16 番 畑 和徳	17 番 手嶋 和彦	18 番 林 新吾
19 番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員16名】

20 番 井手 信一	22 番 永露 繁	23 番 篠原 新一
24 番 櫻木 朝喜	25 番 和佐野やゑみ	26 番 井手 峯勝
27 番 日野 裕子	29 番 水城 正則	30 番 星野 隆治
31 番 満生 直樹	33 番 柳 幹弘	34 番 平田 美津子
35 番 高良 悟	36 番 重光 清士	37 番 上野 智実
38 番 鬼塚 清明		

（※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・ 報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日	野	清	宝
事務吏員	渡	辺		晃
事務吏員	川	波	貴	敬
事務吏員	岩	切	範	宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農政係長	庄	本	和	裕
	農政係	樋	口	克	尚
	農地管理係	家	守	有	里彩

(開会 14 : 13)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。
8番吉松繁、12番田中睦美から欠席の連絡があつていますので、よろしくお願い致します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）16名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に13番中嶋委員、16番畑委員を指名いたします。よろしくお願い致します。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

3ページまで12件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から12番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
4ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （家守）詳細について説明

利用権設定届出件数は22件、設定面積5.5ヘクタールです。設定筆数は56筆です。次
のページに移ります。設定面積の内訳は、今回すべて、新規分の設定となっています。続い
て次ページをご覧ください。期間別の明細表になっています。今回もっとも設定が多かった

設定期間が５年間設定、次に多かったのが１０年間となっています。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。

議長 ７ページをお開きください。次に、議案第２号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の７番椿委員、３０番星野委員を指名いたします。

次に審議番号２番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の２番森部委員、３４番平田委員を指名いたします。

次に審議番号３番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の２番森部委員、３４番平田委員を指名いたします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号４番について、担当地区委員の１６番畑委員、２７番日野委員を指名いたします。

審議番号１番から４番を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

事務局挙手

議長 事務局。

（岩切）提案しますがよろしいでしょうか。今回初めてあっせんもらっていない方もおられると思います。事務局の方に、あっせん申し出売りたい、貸したいという申し出をされる方もおられますので、そこに配布しておりますのは、担当地区ごとに配布させて頂いておりますので、売りたいとか貸したいとかその地番におられましたら、事務局の方にご連絡して頂

きますようよろしくお願い致します。

議 長 なければ、審議番号 1 番から 4 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

8 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 朗読をもって説明。1 2 ページまで 1 6 件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 7 番手嶋委員。

1 7 番挙手

議 長 1 7 番手嶋委員。

1 7 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、新規就農者ということで 8 月 7 日に新規就農者面談を行っております。契約は売買。譲受人は自家栽培ということで、譲渡人は離農。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。5 番武井委員。

5 番挙手

議 長 5 番武井委員。

5 番 (武井委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は、周囲に農地を所有しており営農に便利であるため。譲渡は高齢及び後継者不在により農地を管理できないため。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。

次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番坂田委員。

1 4 番挙手

議 長 1 4 番坂田委員。

1 4 番 (坂田委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲渡人は、耕作してもらっていた土地を贈与により譲渡すもの。長年耕作してもらっていたが、今回譲りたい。譲受人は、相手方の要望。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
33番挙手
議 長 推進委員。
33番 (柳委員) ありません。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、遠方に住んでいるため管理ができないために売買になっています。譲受人は規模拡大、造園業をされていて、苗木を植えます。それを買われるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手
議 長 7番椿委員。
7番 (椿委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由、譲受人は相手方の要望。譲渡人は、規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
30番挙手
議 長 推進委員。
30番 (星野委員) ありません。
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
13番挙手
議 長 13番中嶋委員。
13番 (中嶋委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は自家栽培、6月に空き家バンクで土地付きの家を購入。譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番については、議長が担当委員になっていますので議長を林副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は、相手方の要望。譲渡人は、遠方に住んでいるため。譲受人、譲渡人は、叔父、甥、譲受人は叔父さんになります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
23番挙手

副会長 推進委員。
23番 (篠原委員) ありません。
なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
副会長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。審議番号7番と同じく、甥から叔父への贈与で、理由も遠方に住んでいるため。審議番号7番と8番の違いは、審議番号7番は、譲渡人の持ち分1/2を譲るということです。審議番号8番は全部を贈与するということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
23番挙手

副会長 推進委員。
23番 (篠原委員) ありません。
副会長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
副会長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。議長を樋口会長に交代します。
議長 議長を交代しました。
次に、審議番号9番について担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
11番挙手

議長 11番鳥巢委員。
11番 (鳥巢委員) 審議番号9番について説明いたします。

譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は、自宅の売買と合わせ近隣農地を売るため。この方はナシの農家であり、非常に頑張っておられました。平成２９年の災害で、三奈木の方に家を買って、朝倉の方で、現在農業をやっている。譲受人の方は新規就農で、その家を買った方です。先だって、８月７日に新規就農面談を行いました。農業委員会の三役の方、私と推進委員、行政の方と譲受人のいろんな思いを話して頂き、新規就農でもありますので、荒廃農地などいろんな問題もあるので、そこを確かめながら無事に面談が終わりました。高木コミュニティの上農地であるので、絶対荒廃させてはいけない、「ちゃんと野菜を作りなさい」と指導しており、大丈夫だと思っております。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２８番挙手

議 長 推進委員。

２８番 （手嶋委員）ありません。

議 長 審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。審議番号９番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。

次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１５番永井委員。

１５番挙手

議 長 １５番永井委員。

１５番 （永井委員）審議番号１０番、１１番は交換ということで関連があるので一括して説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換です。理由としまして譲受人は、効率的な営農、譲渡人は、相手方の要望となります。両方とも近所に土地を持っています。土地を交換して効率的な営農をするということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

２４番挙手

議 長 推進委員。

２４番 （櫻木委員）ありません。

議 長 審議番号１０番、１１番について、質問や意見はありませんか。

議 長 隣どうしの農地ですか。

１５番 （永井委員）そうです。家も近所です。

議 長 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１０番、１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１０番、１１番は許可といたします。

次に、審議番号１２番について担当委員の説明を求めます。１０番長野委員。

１０番挙手

議 長
１０番

１０番長野委員。

（長野委員）審議番号１２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲渡人は、相続したが、河川工事の関係で建設業者に土地を貸していた。それが戻ってきたが管理できない。となりに所有している譲受人に相談したところ話ができた。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

３６番挙手

議 長

推進委員。

３６番

（重光委員）ありません。

議 長

審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号１２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号１２番は許可といたします。

次に、審議番号１３番について担当委員の説明を求めます。２番森部委員。

２番挙手

議 長

２番森部委員。

２番

（森部委員）審議番号１３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は、相手方の要望です。譲受人は、規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

３４番挙手

議 長

推進委員。

３４番

（平田委員）ありません。

議 長

審議番号１３番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号１３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号１３番は許可といたします。

次に審議番号１４番について担当委員の説明を求めます。３番井上委員

議 長

３番井上委員。

３番

（井上委員）審議番号１４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲渡人は、規模縮小。譲受人は、新規就農です。農地は住居の隣です。面積も５００㎡程度であるため聞き取りを致しました。自家消費用の野菜を作るとのことです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

３８番挙手

議 長

推進委員。

３８番

（鬼塚委員）ありません。

議 長

審議番号１４番について、質問や意見はありませんか。

９番挙手

- 議 長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 自家栽培という言葉は初めてみた。今までは、新規就農という書き方になっていた。違いはどういうことですか。新規就農ということで、今までやってきた。このような表現になると自家菜園となるともっと農地が簡単に動きそうなる。
- 議 長 今は、それでよくなっている。
- 9番 (窪山委員) ここには、新規就農と書くべきではないですか。
(「今回から変わっている」と呼ぶ者あり)
- 議 長 新規就農で面談する人、しない人については、面積要件がある。
- 9番 (窪山委員) 以前はこのくらいの面積でも、新規就農でなかったですか。
- 議 長 面積制限がなくなってから、きまりで500㎡以下くらいは、面接を省くようにしている。ここの家は誰が購入しているのですか。空き家バンクから買ったのですか。
- 3番 (井上委員) 家には前から住んでいた。隣の農地が空いていたので買う。
- 9番 (窪山委員) 家付き農地ですか。
- 議 長 家付き農地ではないです。
- 3番 自分の宅地があって、横によその人の農地があったから、それを買う。
- 議 長 そこで、自家用野菜を作るとのことですね。
- 事務局挙手
- 事務局 (渡辺) 前回の定例会の時に、500㎡未満の家庭菜園程度のものを新規就農と書くのはどうなのかということで、家庭菜園という書き方もどうなのかと思い、今回自家栽培という書き方をさせてもらっています。表現を戻した方がいいのであればそうできます。
- 9番 (窪山委員) 自家菜園ということであれば、審議はいらないということですか。3年間の計画とか出さねばならない。
- 事務局 (渡辺) それは、出してもらっています。
- 議 長 以前は、100㎡未満でも面接していた。面積要件がなくなったら誰でも自由を買っていいので、たまたま、家の横にある農地を購入したいということで、今までは面接していたが、省略している。以前は、3月までは、このような人は農地を取得できなかった。
- 9番 (窪山委員) 認定新規就農がありますが、5反以上農地を持っていて、5年間の計画を提出する必要があった。簡単に農地を取得することができるようになると思われるので、新規就農という表現のままがいいのではないですか。3年間の計画を出してもらう。
- 6番 (小島委員) 全然わからないので、自家栽培と言って、よく見れば新規就農とわかる。言われないと新規就農とわからない。2段書きにして新規就農の自家栽培と表現したらどうですか。わかりづらい。会長が説明しているが、事務局が説明するべきではないですか。書くなから2段書きにして欲しい。
(「さっき、事務局が説明したように500㎡以下は家庭菜園と書いて、それ以上大きくなったら、新規就農、農地が勝手に買えるようになるのでそのような表現がいいのではないですか。面積が小さければ、自家菜園、面積が大きければ新規就農とした方がわかりやすいなと思います。」と呼ぶ者あり)
- 議 長 3月までは、この人は農地を買えなかった。空き家についている農地ではなくて、普通に隣の農地を買いたいという人がでてくる可能性がある。その代わり1～2反農地を購入する人は理由を聞く必要がある。面積が少ないところは、おそらく家庭菜園とかで利用するであろうから面接をなくして、下限面積がなくなり、その趣旨に合うように、このような表現にしている。
- 15番 (永井委員) 事務局が言ったように、先月、家庭菜園を新規就農と書くのはおかしいのではないか。ということになったと思います。書き方はおかしいとは思いません。
- 議 長 表現の問題ですね。自家栽培という表現がおかしいですか。下限面積が撤廃され、このよう

な案件がでるということは想定通りです。小さい面積でも荒廃しないようにすることが、下限面積をなくした理由です。今まで農地を所有していない方がこういうのは国や県は大歓迎であります。自家栽培という表現がいけないなら、野菜作りとかの表現ならどうですか。面積が大きくなったら、同じ方でも、農地所有がない方も、ちゃんと面接をして、{あなたは耕作できるのですかと理由を聞きます。500㎡以下の面積であれば、耕作可能であるという判断をします。ましてや今まで、農地の横の家に住んでいた人でもある。審議番号15番も同様と思われます。これは、横に家を建てるとか、そういうことではない。深く考えないようにしてもらいたい。

18番 (林委員) 表現の方法はこれが適切だと思っている。

議長 三年三作とは、言っているが、法律の決まりはない。譲受人はかなり高齢と思われる。

16番 (畑委員) 空き家に附属する農地の500㎡以下は、自家栽培と言う表現になりますか。

議長 空き家に附属して農地を他から求めるような人は、面接をするかもしれない。あまり深く考えないで欲しい。農地を隣の人が所有して、荒廃させないようにしてもらいたいとの話です。議長 暫時休憩します。

休憩 14時47分

再開 14時53分

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 永井委員が発言されたように、先月の会議の流れを受けまして規模の小さい家の一定近くにあるようなものまでを新規就農と表現するのはいかがなものか。という会議内容だったかと思います。それを踏まえまして、事務局で検討しまして、渡辺が申しましたように、菜園とか言う表現もどうか。という議論をした。会長が発言された大規模なものは、新規就農と表現することは、そのままとして、居宅にある小規模なもので、全体的な新規就農面談を行えないようなものを今回の議案で表現させていただこうしたものです。畑委員が言ったように、統一的に表現を変えるのであれば、会議の前段で今回からこのように、表現を変えることの説明が足りなかったことは、大変失礼しました。こういった表現でよければ、書かせて頂きまして、表現を変えた方がいいのではないかと等ありましたら、この後の休憩中に提案などありましたら、今後委員の皆さん納得の上で、こういう表現をしますということで、言っていただけるといいです。以上です。

9番 (窪山委員) 自家菜園でも新規就農でも、3年間は作物をつくらなければいけないと基本的にはなっている。

事務局 (渡辺) 書類としては変わりません。ただ、三役、地元の農業委員も会議に参加してもらったりもしており、判断をしている。

議長 質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。

次に、審議番号15番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号15番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。これもさっき言ったように自家栽培です。この土地

は譲受人の父が持っていたものです。いろいろあって、叔母さんにあたる人であるが、預かってもらっていたものをもとに戻す形で、ここは家の前で家庭菜園として使うということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

20番挙手

議長 推進委員。

20番 (井手委員) ありません。

議長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

次に、審議番号16番について担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長 4番末石委員。

4番

(末石委員) 審議番号16番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。実際この土地については、6月の委員会で非農地証明が承認されております。この非農地証明でもって、法務局に売買の手続きでいったのですが、できなかったのか、しなかったのかは明確ではございません。実際この土地は非農地証明をだしていたが、6月の委員会が終わって、6月20日頃は上の砂利を取っ払って、何をしていたのかなと思っていた。そのあと、みかんの木、桃の木を植えております。現状としては、砂利はないし、表面も農地になっております。買主の方はすぐそばですし、農地として売買するということですので、これが農地として認められると思っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。私としては、これは認めざるを得ないと思っています。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員の補足説明はありませんか。

31番挙手

議長 推進委員。

31番 (満生委員) ありません。

議長 審議番号16番について、質問や意見はありませんか。

議長 これは、非農地証明は出しましたよね。

4番

(末石委員) 出しています。突き詰めてはいませんが、非農地証明を持って法務局に行った。できなかったのか、しなかったのか。それは、わかりません。売主と買主の意見が違います。農地としての売買をするということで、この案件は妥当だと思われます。

議長 他に質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時10分まで休憩します。

15時00分休憩

15時30分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
13ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。2件ございます。議案の説明を致します。
審議番号1番です。変更前後の申請人・申請土地の状況につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、資材置場及び駐車場用地として平成14年10月31日に許可を得ておりましたものを、露天駐車場として変更するものです。転用目的の変更理由については、農地転用許可後に工事未完了であったが、工事見学者、福利厚生施設利用者の駐車場として利用する必要が生じたため変更をするものです。参考事項としましては、記載のとおりです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 審議番号2番についてご説明いたします。変更前後の申請人・申請土地の状況につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的としまして、宅地拡張(合併浄化槽用地を目的として令和5年3月27日に転用許可を受けておりましたが、今回、宅地拡張(合併浄化槽用地及び露天駐車場)として申請されているものです。併せて申請面積の変更が生じております。理由としては、住宅建築にあたり資金の関係から農地には合併浄化槽のみ設置をする予定であったが、費用の調整ができたため併せて駐車場も整備するよう変更を行うものとして申請が上がっています。参考事項としては、記載のとおりです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
16ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。15ページまで5件ございます。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手

議 長 1番徳田委員。

1 番 (徳田委員) 審議番号 1 番について説明します。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由につきましては、転用の目的は農地改良(一時転用)、転用の理由は柿の栽培のため地上げして営農の効率化を図るものです。地上げの高さは、0.5m、作付けは柿です。農地法の運用については、農用区域内にある農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。

1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。

1 番 (徳田委員) 審議番号 2 番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良(一時転用)。転用の理由につきましては、柿の栽培のため地上げして営農の効率化を図るものです。地上げは0.5mです。農地法の運用について304、307番地は、農用区域内にある農地、311番1、311番2については、市役所から1kmで宅地の割合が40パーセント以上の区域にある農地に該当します。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

9 番挙手

議 長 9 番窪山委員。

9 番 (窪山委員) 柿の栽培というのは、この方たちが各々で耕作されますか。

1 番 (徳田委員) 転用者は、会社の従業員と一緒に作業されるようです。

議 長 各々で作業をするということですか。

1 番 (徳田委員) はい。

10 番挙手

議 長 10 番長野委員。

10 番 (長野委員) 一時転用と記載されていますが、いつまでが一時転用ですか。

議 長 期間が議案書に記載されています。令和5年9月1日から令和5年9月30日までと参考事項に記載があります。地上げが終われば、農地になる。柿を植える。

22 番挙手

議 長 22 番永露委員。

22 番 (永露委員) 現在は、市役所から1kmとなっているが、仮に市役所がなくなったら第2種農地ではなくなって、新庁舎の方が第2種農地になるのですか。

議 長 事務局。

事務局 (松尾) 事務局です。市庁舎の移転計画があり、甘木の歴史資料館の南側に本庁舎が建つところで、令和8年1月にそちらに移転すると今の計画ではそのようになっている。庁舎が移転すれば、現在の庁舎は1kmの範囲から外れますので、その時には、第1種農地になるかなと思います。今度新しい庁舎から1kmの範囲で、第1種農地のところが第2種農地になってくると思います。

22 番 (永露委員) 市役所の立ち位置で、変わってくるのですか。

事務局 (松尾) そうです。市役所とか駅とか色々な決まりがありますので、駅や市役所がずれば、区分もずれてきます。

議 長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手
議 長 1番徳田委員。
1番 (徳田委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的は、貸露天駐車場です。転用の理由としては、申請地の一部を経営する会社の貸露天駐車場としていたが、駐車場が不足するため拡張するものです。駐車場18台。借受人は〇〇・〇〇・〇〇株式会社です。農地法の運用としては、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
6番挙手
議 長 6番小島委員
6番 (小島委員) 〇〇・〇〇・〇〇株式会社ですが、2トン車を18台ですか。
1番 (徳田委員) この土地の前に倉庫があります。従業員さんの車だそうです。
議 長 他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
議 長 次に、議案第4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員
9番挙手
議 長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は賃貸住宅です。転用の理由については、申請地周辺は住環境がよく住宅化が進行しているため、貸家住宅を整備するものです。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

全委員 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手
賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
つぎに、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手
議 長 18番林委員。
18番 (林委員) 審議番号5番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用目的、転用の理由については、目的は自己用住宅です。転用理由につきましては、平成29年災害で住家が被災し、現在でも大雨のたびに避難しているので、被災の恐れのない申請地に住宅を建築しようとするものです。居宅1棟 148.12㎡ 農地の区分は第1種農地で、農地法の運用については、10ha以上の一団地の農地(集落接続)に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
20番挙手

議 長 推進委員。
 20番 (井手委員) ありません。
 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 6番挙手
 議 長 6番小島委員。
 6番 (小島委員) 排水の関係はどうなっていますか。
 18番 (林委員) 杷木地域は下水道はありませんので、合併浄化槽です。雨水は、水路がありますので、そちらに排水します。
 議 長 他にありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
 議 長 16ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
 17番挙手
 議 長 17番手嶋委員。
 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は太陽光発電設備。転用の理由としては、太陽光発電設備を整備し、収入を得るものです。参考事項として、農地の運用としては、その他の農地に該当するものです。実際太陽がどこまで当たるのか。そういうことでございます。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 10番挙手
 議 長 長野委員。
 10番 (長野委員) 太陽光発電設備と伺いましたが、産業用太陽光発電は支払い調整があつて、今月は47%削減されていて、半分は支払いしないという状況でございますが、この状況がいつまで続くのかわからないが、太陽光発電設備が破棄されるような形になるのではないかと問いたしましたが、相手は大丈夫と答えた。
 17番 (手嶋委員) それはわかりません。見た感じ、太陽が当たる時間は6、7時間程度で大丈夫かと問いたしましたが、相手は大丈夫と答えた。
 議 長 他にありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
 9番挙手
 議 長 9番窪山委員。
 9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は露天資材置場です。転用理由としては、事業拡張により

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

全委員 替成の荦手

議 長 賛成多数と認め、審議番号２番は承認いたします。

次に、審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。６番小島委員。

議長 6番小島委員。

[illegible]

なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号３番は承認いたします。

37番 拳手

３７番 （上野委員）審議番号４番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅です。転用の理由は、現在貸家住まいで、手狭になったため自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団地の農地（集落接続）に該当します。下水は、下水道に接続です。雨水は道路側の側溝に排水します。審議方よろしくお願い致します。

議長 審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

議長　6番小島委員。

6番 (小島委員) 若干面積が広いのではないですか。(500㎡以上) 駐車場を設置されるのですか。

議長 事務局。

事務局 (川波) 利用計画図により説明します。駐車場としましては4台確保。元々住んである方2台、親族が来られた時の駐車場2台確保で合計4台確保しているように記載されています。

議長 500㎡以上の面積になっているので、そこを聞きたい。

事務局 (川波) 残地を少し残されても難しいということを聞いている。今回3筆足すと500㎡を

議 長 超えるようになっており、土地を購入されて利用計画図を作成されている。
 他に質問はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
 次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。４番末石委員。
 ４番挙手
 議 長 ４番末石委員。
 ４番 （末石委員）審議番号５番について説明します。１３ページの審議番号２番で農地転用計画
 変更申請で説明があった分です。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおり
 です。親子関係でありますので、契約は、使用貸借です。転用の目的は、宅地の拡張。最
 初は合併処理浄化槽だけであったが、駐車場３台の分を追加ということです。全体面積が４
 ８３．６５㎡です。農地法の運用については１０ｈａ以上の一団の農地（集落接続）に該当、
 農地区分は第１種農地です。合併浄化槽で、雨水は、側溝があるのでそこに流す。審議方よ
 ろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 ３１番挙手
 ３１番 （満生委員）ありません。
 議 長 審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議 長 なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
 １８ページをお開き下さい。次に、議案第７号「農用地利用集積計画（特例事業関係）につ
 いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 （岩切）事務局議案朗読をもって説明
 審議番号１番、２番については、推進機構からの借り入れとなります。以上１番から２番ま
 でについては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号の
 要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお
 願いいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号１番から２番を一括とし質問や意見はございませ
 んか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ、審議番号１番から２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、議案第７号は承認とし、市長に通知いたします。
 議 長 別冊１９ページをお開きください。次に、議案第８番「農業経営基盤の強化の促進に関する
 基本的な構想の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
 農業振興課挙手
 議 長 農業振興課。

農業振興課（庄本）本日お配りしています。別紙で3枚綴りの資料があると思います。それから別冊がありますので、それで説明をしていきたいと思います。それでは、3枚つづりで説明します。資料の1ページですが、今回の基本構想の変更についてということで、変更点と理由等を記載しております。2ページ目には基本構想の目的や記載内容の概要を記載しており、3ページには今回追加された地域計画についての目的や策定方法を記載した資料になっております。

資料1ページの方から説明致します。今回の変更につきましては、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律が施行されたことにより、福岡県の方では、農業経営基盤強化促進に関する基本方針を6月29日に策定しており、それに伴いまして、経営基盤促進法の福岡県の方針に基づきまして、市の基本構想を9月までに、変更する必要があるためでございます。今回の法改正では、主に農業を担うものの確保、育成、農用地の総合的、効率的な利用に関する事項を追加することとなっておりますが、市の基本構想よりもその追加の変更を行っているものです。そのうち朝倉市は農業を担うものの確保、育成について、すでに基本構想の中にうたっていたために、今回の改めての記載はございません。また、概ね5年ごとに見直しをしております農地の集積目標や経営目標については、令和3年9月に変更しているため変更は行っていないところでです。

2ページを説明します。農業経営基盤の促進に関する基本的な構想ということで、一つ目の枠に、農業経営基盤促進法の目的を記載させていただいています。効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与するとしています。効率かつ安定的な農業経営とは、認定農業者や新規認定就農者などの担い手となりつまりは、認定農業者等を育成し、認定農業者などが農業生産の相当分を担うような構造をつくっていくことを目的としています。この目的の達成のために、基本構想の策定ということになっております。二つ目の枠基本構想の目的の方に、朝倉市の農業生産、農業構造等、今後の基本的な方向や認定農業者、新規就農者等の経営指標を定めるものとして目的をのせています。その下の枠の基本構想の内容については、主な内容を記載しておりますので、そちらの方はお読み取り置きください。

資料の方一枚戻って頂きまして、1ページですが、2番の方で今回、主な変更点を記載させていただいております。2点ございまして、今回の法改正により、地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画が位置付けられていまして、この計画に基づきこれまでの農用地の集積に加えて、農地の集約化ということを推進することになっております。こちらにつきましては、議案第8号につきましては議案書の方の最初の方に基本的な構想の溶け込み分を載せておりまして、後ろの方に、新旧対象表を掲載させて頂いております。基本構想が43ページございまして、横書きの新旧対照表というところが1ページから始まっております。左側に改正後、右側に改正前の表を付けさせて頂いているところでです。

議案第8号の最後の方になります。新旧対照表をのせておりますが、こちらで農地の集積に加えて、集約というところで、1ページから2ページにかけて修正を入れさせて頂いております。また、地域計画についての記載を2ページ、主に3ページの第5農業経営基盤強化促進に関する事項の中に、地域計画推進事業ということで、地域計画の内容を入れさせて頂いているという主な変更点になっております。3枚つづりの1ページに戻っていただきたいのですが、主な変更点の2点目につきまして、令和7年4月からですね、農地中間管理機構による、これまで相対で行ってきた利用権設定が農地中間管理機構による貸借に変わるため、利用権の設定の意味合いで、使用しておりました利用権設定促進事業というものを農地中間管理事業等に変更しております。令和7年からの完全に移行するものとなっておりますが、今回の法改正で利用権設定についての記載がなくなったため今回、基本構想の修正をしているものであります。これにつきましては、新旧対照表4ページに利用権設定等促進事業という

記載があったものを農地中間管理事業等ということで、変更を入れさせて頂いているのが、主な変更点でございます。利用権の設定については、移行期間ということもありまして、記載が残っているものもありますが、旧法ということで移行期間のため利用権設定の記載も残っている状況でありますので、ご了承いただきたいと思います。そのほか、認定農業者等の数値を最新の状況に変更したり、番号や文言の整理の変更を行っておりますが、大きな変更点は2点ということになっております。

今後のスケジュールとしましては、農業委員会及び農協の方から基本構想の意見を頂いたあと、県へ変更の同意を求めまして、同意が出来次第公告を行っていくスケジュールになっております。以上で説明を終わります。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「農業委員会として何か動きがありますか、説明の目的はどういう趣旨」と呼ぶ者あり)

農業振興課 (庄本) 法の改正による説明ということで来ている。農業委員会として特に、何が変わるかと思しきと地域計画の策定がでてくるかと思ひます。地元の協議とか農地の集約等に関する地元で話し合いをする時において、意見を聞いたり、目標地図を作成していくにあたってご協力をお願いすることがでてくるかと思ひます。法の改正ということで、特に何かでてくることはないんですが貸し借りの手続きが変わる関係が出てくるかと思ひます。

10番 (長野委員) 利用権設定の件ですが、集積や集約を推進機構が関係してくるということですか。

農業振興課 (庄本) 貸し借りの関係ですが、今まで相対でしていたものが、中間管理機構を通したものに変わるということが、今回の法律の流れになっていまして、実際には地域計画というものをつくるにあたって集約や集積をしますという計画をたてるということになっておりますが、地域計画に載ってる貸し借りを進めるというものが今回の法改正の目的になっていまして、貸し借りをする時は、地域計画でどのような計画になっているか、確認する必要がありますし、もし新たな地域計画に載っていない、貸し借りの希望があった場合は、それを地域計画の計画自体と照らし合わせながら、こうした方がいいですよ等の話が出てくるかもしれませんが、地域計画を変更する必要が出てくるようになっております。最終的には、地域計画が出来て令和7年4月どちらか早い方に、中間管理機構を通し貸し借りに完全に変わっていくということの法改正となっております。

10番 (長野委員) 2年後ということですか。

農業振興課 (庄本) あと2年の間につくっていくということです。

6番 (小島委員) 朝倉に叔母がいて、その農地を耕作して欲しいと言われた場合は、中間管理機構を通さないと耕作できないのですか。

農業振興課 (庄本) 基本的な貸し借りは、基本的に中間管理機構を通さないといけないという法改正になっております。ご親族の農地を貸し借りする際には利用権設定を出して頂いたと思いますので
利用権設定を書類として、中間管理機構に提出する形に変わっていきます。

6番 (小島委員) 勝手に貸し借りができないということですか。

農業振興課 (庄本) 貸し借りのやり方としては、間に中間管理機構が入る形になる。

議長 いままでどおり貸し借りはするけれども、賃料も中間管理機構に払うということになる。

議長 暫時休憩します。

16時15分休憩

16:20分再開

議 長 本件について、意見や質問はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 なければ議案第 8 号について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 8 号は承認とし市長へ通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 1 6 : 2 2）